

# 基本構想



# 1. 安来市の将来像

人が集い 未来を拓く  
ものづくりと文化のまち

安来市には、恵まれた地の利と豊かな自然の中で育まれた、誇らしい歴史・文化とものづくりの伝統が脈々と息づいています。

第2次総合計画の将来像「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」は、住みよさを実感いただける環境を整えることにより、多くの人々をこの地に迎え、手を携えながら、ものづくりの伝統と育まれてきた文化、潜在的な地域資源を磨き上げ、キラリと光る新たなまちを創造していく決意が込められています。



## 2. 将来像を実現するための5つの理念

第2次安来市総合計画を実現していくため、次の5つをまちづくりの基本理念と定め、今後10年間のまちづくりに取り組んでいきます。

### 5つの理念

### 5つの理念が描くまちの姿

#### 活力

#### 活動的でいきいきしているまち

生きがいをもって充実した日々を送れるまちづくり  
産業が盛んで活気のあるまちづくり  
市民が活発に社会活動に参画するまちづくり

#### 快適

#### 便利で住みよいまち

健康的な日常生活を送れるまちづくり  
快適に産業が営めるまちづくり  
快適な都市生活を送ることができるまちづくり  
開かれた市政推進のまちづくり

#### らしさ

#### 地域らしさがあり、独自性のあるまち

地域に誇りがもてるまちづくり  
地域資源を活かしたまちづくり

#### つながり

#### 立場をこえて支えあっているまち

みんなで支えあうまちづくり  
交流が活発なまちづくり  
自治体の垣根をこえた連携のまちづくり

#### 安心

#### 不安なく暮らせるまち

安心して日常生活が送れるまちづくり  
安心して子育てできるまちづくり  
不測の事態に十分な備えがあるまちづくり  
効率的で安定した行政運営がされているまちづくり

# 将来像

人が集い 未来を拓く<sup>ひら</sup> ものづくりと文化のまち

# 重点戦略

安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本理念

[縦軸]

活  
力

快  
適

ら  
し  
さ

つ  
な  
が  
り

安  
心

第1章 保健・医療・福祉分野

第2章 子育て・教育・文化分野

第3章 防災・防犯分野

第4章 産業・観光・雇用分野

第5章 都市基盤・生活分野

第6章 自然・環境保全分野

基本構想推進のために 第7章 参画・協働・行財政分野

基本施策

[横軸]

## 3. まちづくりの枠組み

### (1) 人口ビジョン

人口ビジョンによる安来市の将来人口は、2060年（平成72年）には30,442人となる見込みです。安来市としては、総合戦略を重点戦略として強力に推進することにより、人口30,000人の維持を将来人口目標とします。2010年（平成22年）と比較すると、30%近くの減少となりますが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計方法を基にした2060年人口（約2.1万人）と比べると、約9千人多く、人口減少のスピードは、緩やかになります。

これを基本構想の目標年度でみると、2020年（平成32年）約3.8万人、2025年（平成37年）約3.7万人となります。

図 安来市の将来人口目標

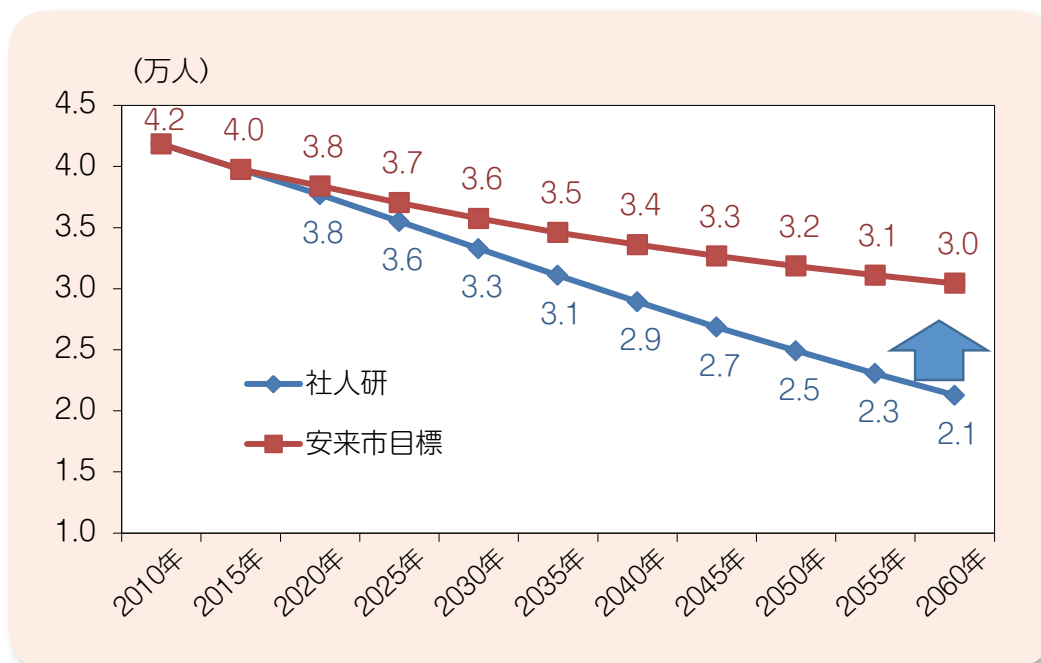
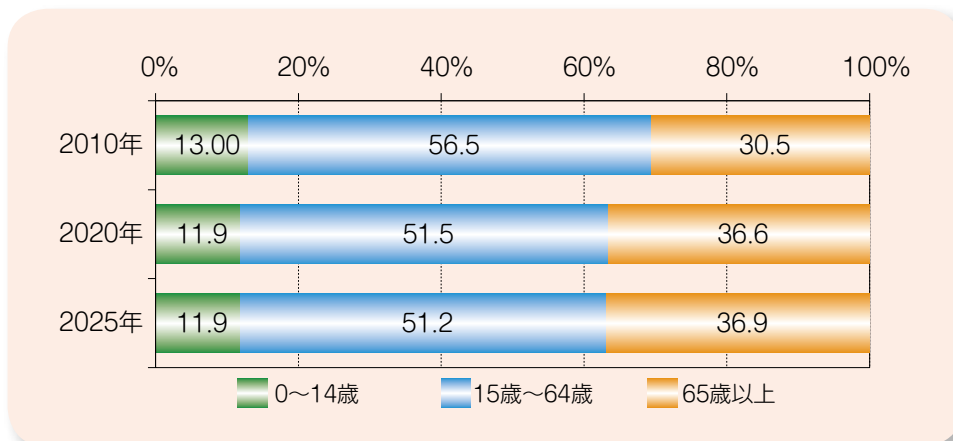


図 安来市の将来人口構成



出典：安来市『安来市人口ビジョン』2015.10

## (2) 土地利用方針

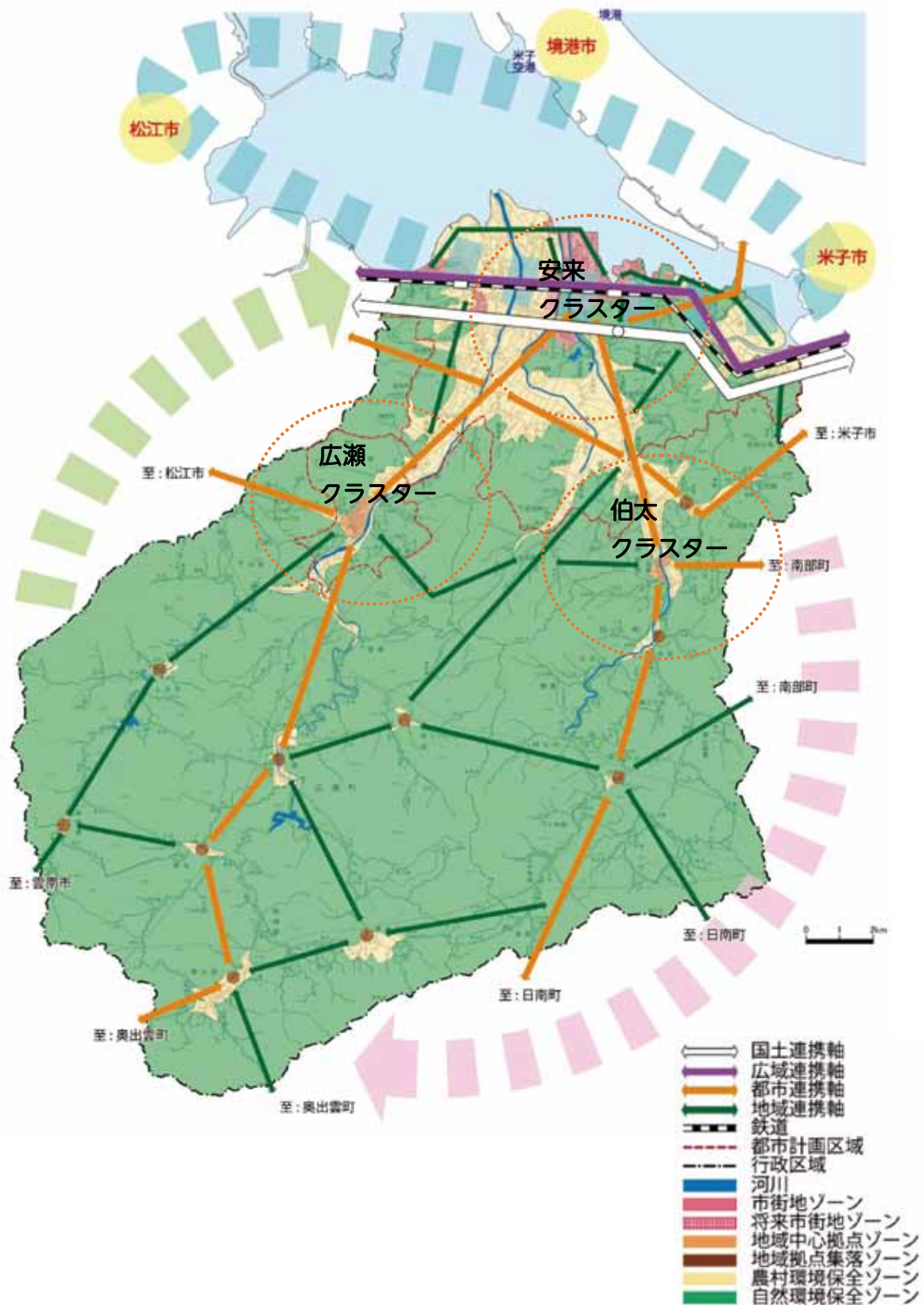
土地利用にあたっては、自然的、社会的、経済的、文化的特性などの諸条件を踏まえ、「総合的定住対策の推進」と「自然環境の保全・活用」を土地利用の重要な柱ととらえ、市民の福祉の向上と市全域の均衡ある持続的な発展に寄与することを基本として、「クラスター型コンパクトシティ」をコンセプトとします。

クラスターとは、花やブドウなどの房の意味であり、都市計画などで、個々の地域・地区などを相互に関連させて一つの集合体としてとらえ、コンパクトシティとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、それぞれの房に生活に必要な諸機能や小さな拠点が整備され、市街地や地域中心拠点が連携（ネットワーク）・補完しあって活性化が図られる効率的で持続可能な都市のことを指します。

<p>市街地ゾーン (安来クラスター)</p>	<p>○市街化区域とその周辺を市街地ゾーンと位置づけ、都市機能の集積を図るとともに、適正な土地利用の規制・誘導と市街地整備により、良好な市街地の形成を図り、快適で利便性の高い都市的活動・生活を支えます。</p>
<p>将来市街地ゾーン</p>	<p>○教育・文化機能を配置し、利便性を考慮した土地の有効利用を促進し、地区計画などによる適正な土地利用の規制・誘導により、良好な市街地の形成を図ります。</p>
<p>地域中心拠点ゾーン (広瀬・伯太クラスター)</p>	<p>○広瀬の市街地及び伯太の市街地周辺を地域中心拠点ゾーンと位置づけ、日常生活の利便性の向上や地域資源の保全・保存など地域の特性に応じた拠点地域の形成を図り、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。</p>
<p>地域拠点集落ゾーン</p>	<p>○小学校や交流センターの集まる集落地を地域拠点集落ゾーンと位置づけ、日常生活の利便性の向上や居住環境の維持・向上など地域の特性に応じた機能強化を図り、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。</p>
<p>農村環境保全ゾーン</p>	<p>○小規模な集落地や低地部の農地については、集落と農地が共生する農村環境保全ゾーンと位置づけます。 ○集落地では、居住環境の維持・向上や農業生産環境の保全を図ります。 ○まとまった優良農地では、自然の恵みである農産物を供給できるように、その保全に努め、基幹産業の一つである農業振興を進めます。</p>
<p>自然環境保全ゾーン</p>	<p>○安来市の南部に広がる山地部は、自然環境保全ゾーンと位置づけます。 ○豊かな水源や森林など自然の恵みを提供できるように、自然環境の保全に努めるとともに、森林の多面的機能を有効に活用します。</p>

◆ゾーン：様々な都市活動に必要な機能が集まる面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示します。

■将来都市構造図



## 4. 施策の大綱

「活力」「快適」「らしさ」「つながり」「安心」の5つの理念を柱として、98の「取り組み方向」を将来像「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」の実現に向けて展開します。

活動的でいきいきしているまち

**活 力**

- ①生きがいを持って充実した日々を送れるまちづくり
- ②産業が盛んで活気のあるまちづくり
- ③市民が活発に社会活動に参画するまちづくり

便利で住みよいまち

**快 適**

- ④健康的な日常生活を送れるまちづくり
- ⑤快適に産業が営めるまちづくり
- ⑥快適な都市生活を送ることができるまちづくり
- ⑦開かれた市政推進のまちづくり

地域らしさがあり、独自性のあるまち

**らしさ**

- ⑧地域に誇りがもてるまちづくり
- ⑨地域資源を活かしたまちづくり

立場をこえて支えあっているまち

**つながり**

- ⑩みんなで支えあうまちづくり
- ⑪交流が活発なまちづくり
- ⑫自治体の垣根をこえた連携のまちづくり

不安なく暮らせるまち

**安 心**

- ⑬安心して日常生活を送れるまちづくり
- ⑭安心して子育てできるまちづくり
- ⑮不測の事態に十分な備えがあるまちづくり
- ⑯効率的で安定した行政運営がされているまちづくり

※施策の大綱は資料編4、よいまち要素マトリックス（142～145ページ）を参考に設定しました。



## 活 力

## 活動的でいきいきしているまち

## ①生きがいを持って充実した日々を送れるまちづくり

- |     |                              |             |
|-----|------------------------------|-------------|
| 方向1 | 健康保持・増進に向けての健康的な生活習慣づくりを支援する | →基本計画第1章第1節 |
| 方向2 | 高齢者の健康寿命の維持・延伸を目指した支援を拡充する   | →基本計画第1章第3節 |
| 方向3 | 子どもたちが主体的に学べる教育を推進し、学力向上に努める | →基本計画第2章第2節 |
| 方向4 | 生きがいを感じる学習の場を提供する            | →基本計画第2章第3節 |
| 方向5 | ライフステージに応じたスポーツ及び運動を推進する     | →基本計画第2章第5節 |
| 方向6 | 文化芸術に親しみやすい環境を整備する           | →基本計画第2章第6節 |
| 方向7 | 国際理解を推進し世界に飛躍する人材を育成する       | →基本計画第2章第7節 |

## ②産業が盛んで活気のあるまちづくり

- |     |              |             |
|-----|--------------|-------------|
| 方向8 | 主食用米の消費を拡大する | →基本計画第4章第1節 |
| 方向9 | 雇用の機会を拡大する   | →基本計画第4章第2節 |

## ③市民が活発に社会活動に参加するまちづくり

- |      |                   |             |
|------|-------------------|-------------|
| 方向10 | 企画決定への男女共同参画を促進する | →基本計画第7章第3節 |
| 方向11 | 市の魅力を広域的にPRする     | →基本計画第7章第4節 |

## 快 適

## 便利で住みよいまち

## ④健康的な日常生活を送れるまちづくり

- |      |                             |             |
|------|-----------------------------|-------------|
| 方向12 | 病気の有無にかかわらずいきいきと生活できるよう支援する | →基本計画第1章第1節 |
| 方向13 | 利用者の視点に立った福祉サービスを提供する       | →基本計画第1章第2節 |
| 方向14 | 高齢者の移動手段を支援する               | →基本計画第1章第3節 |
| 方向15 | 障がいの有無によらず、幅広い分野で活動できるようにする | →基本計画第1章第4節 |
| 方向16 | 快適な学び環境の充実を図る               | →基本計画第2章第2節 |
| 方向17 | 安来市のスポーツ文化を支える環境を整備する       | →基本計画第2章第5節 |
| 方向18 | 多様な文化を尊重し豊かに暮らせる環境をつくる      | →基本計画第2章第7節 |

## ⑤快適に産業が営めるまちづくり

- |      |                                  |             |
|------|----------------------------------|-------------|
| 方向19 | 生産基盤を強化する                        | →基本計画第4章第1節 |
| 方向20 | 健全な森林経営と活力ある林業を確立する              | →基本計画第4章第1節 |
| 方向21 | 森林の持つ公益的機能（水源かん養・地球温暖化防止等）を発揮させる | →基本計画第4章第1節 |
| 方向22 | 拠点施設を活かした観光を推進する                 | →基本計画第4章第3節 |
| 方向23 | インバウンド対策を推進する                    | →基本計画第4章第3節 |

## ⑥快適な都市生活を送ることができるまちづくり

- |      |                          |             |
|------|--------------------------|-------------|
| 方向24 | 利便性の高い生活基盤（道路網）の整備を進める   | →基本計画第5章第1節 |
| 方向25 | バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する | →基本計画第5章第2節 |

- 方向26 定住希望者へ適切な住環境を提供する →基本計画第5章第2節
- 方向27 快適な住環境をつくる →基本計画第5章第2節
- 方向28 新たな公園を整備する →基本計画第5章第3節
- 方向29 水質管理を充実・向上させる →基本計画第5章第4節
- 方向30 ICTの利活用による地域情報化を推進する →基本計画第5章第5節
- 方向31 積極的な再生可能エネルギーの利用を推進する →基本計画第6章第1節
- 方向32 省エネ・節電の意識啓発等により自然環境を保全する →基本計画第6章第2節

### ⑦開かれた市政推進のまちづくり

- 方向33 まちづくりの目標や課題を市民と共有する →基本計画第7章第1節
- 方向34 開かれた市政を推進するため、情報収集や情報提供を行う →基本計画第7章第4節
- 方向35 行政サービスを迅速、的確に提供する →基本計画第7章第4節

## らしさ

### 地域らしさがあり、独自性のあるまち

#### ⑧地域に誇りがもてるまちづくり

- 方向36 ふるさと教育を推進する →基本計画第2章第2節  
第3節
- 方向37 夢を叶え感動を与える競技スポーツを推進する →基本計画第2章第5節
- 方向38 文化財・伝統文化・伝統芸能の保存・継承活動や活用できる環境を整備する →基本計画第2章第6節
- 方向39 美しい風土を守り伝える →基本計画第6章第1節
- 方向40 交流センターを中心とした特色ある地域づくりを行う →基本計画第7章第2節

#### ⑨地域資源を活かしたまちづくり

- 方向41 豊かな自然、地域の特性を活かした農林水産業を展開する →基本計画第4章第1節
- 方向42 地域資源を活かした企業支援を行う →基本計画第4章第2節
- 方向43 観光資源を発掘・磨き上げる →基本計画第4章第3節

## つながり

### 立場をこえて支えあっているまち

#### ⑩みんなで支えあうまちづくり

- 方向44 地域ぐるみの健康づくり活動を推進する →基本計画第1章第1節
- 方向45 地域福祉活動にかかわる担い手育成とネットワークをつくる →基本計画第1章第2節
- 方向46 高齢者の出番をつくる世代間交流を推進する →基本計画第1章第3節
- 方向47 関係機関、団体が情報共有と連携を図り、子育てを支援する →基本計画第2章第1節
- 方向48 学校、家庭、地域が連携し学びを支える →基本計画第2章第2節
- 方向49 社会教育により地域人材を育成する →基本計画第2章第3節
- 方向50 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築く →基本計画第2章第4節
- 方向51 行政と地域が互いに連動した交通安全対策を推進する →基本計画第3章第2節

- 方向52 営農の組織化・農地の利用集積と担い手の育成・確保を推進する →基本計画第4章第1節
- 方向53 地産地消を推進する →基本計画第4章第1節
- 方向54 畜産の生産基盤を強化するとともに、耕畜連携を推進する →基本計画第4章第1節
- 方向55 地域と一体となった商業振興を推進する →基本計画第4章第2節
- 方向56 地域と一体となった観光振興を推進する →基本計画第4章第3節
- 方向57 地域コミュニティと連携したごみ処理を推進する →基本計画第6章第2節
- 方向58 職員の市民活動への参加を推進する →基本計画第7章第1節
- 方向59 若年世代に魅力的な地域活動推進・交流拠点整備・リーダー育成を行う →基本計画第7章第2節
- 方向60 地域の活動主体（自治会、各種団体）間の連携を図る →基本計画第7章第2節
- 方向61 国際社会の一員としての自覚と多様性を認めあう社会をつくる →基本計画第7章第3節
- 方向62 男女が互いの個性や能力を認めあう家庭・学校・地域・職場をつくる →基本計画第7章第3節

### ⑪交流が活発なまちづくり

- 方向63 スポーツ活動による交流・連携を推進する →基本計画第2章第5節
- 方向64 たたら製鉄文化を活かした交流を拡大する →基本計画第2章第6節
- 方向65 世界の人々が集いあう環境を整える →基本計画第2章第7節

### ⑫自治体の垣根をこえた連携のまちづくり

- 方向66 連携による防災、救急体制を強化する →基本計画第3章第1節
- 方向67 広域行政を推進する →基本計画第7章第4節

## 安心

## 不安なく暮らせるまち

### ⑬安心して日常生活を送れるまちづくり

- 方向68 安心して利用できる医療サービスを提供する →基本計画第1章第1節
- 方向69 高齢者が安心して暮らせる環境をつくる →基本計画第1章第3節
- 方向70 障がい者が住みたい地域で、安心して生活を営める環境を整える →基本計画第1章第4節
- 方向71 各種の社会保障制度を安定して運営する →基本計画第1章第5節
- 方向72 公共交通の充実を図り、生活の安心を確保する →基本計画第5章第1節
- 方向73 人権尊重、心身の健康づくり、男女間の暴力のない社会をつくる →基本計画第7章第3節
- 方向74 慣行による性別役割分担を見直し、格差を解消する →基本計画第7章第3節
- 方向75 「非核平和都市宣言」に基づき平和行政を推進する →基本計画第7章第3節
- 方向76 水環境保全を推進する →基本計画第6章第1節

### ⑭安心して子育てできるまちづくり

- 方向77 安心して結婚し、産み育てる環境をつくる →基本計画第2章第1節
- 方向78 安心して学校生活がおくれる環境を整える →基本計画第2章第2節
- 方向79 豊かな心を育て、心身の健康を大切にした教育を推進する →基本計画第2章第2節
- 方向80 青少年の健全育成を支援する →基本計画第2章第4節

⑮不測の事態に十分な備えがあるまちづくり

- 方向81 防災・救急体制を充実させる →基本計画第3章第1節
- 方向82 中山間地域の消防水利の確保を推進する →基本計画第3章第1節
- 方向83 消防団組織の充実を図る →基本計画第3章第1節
- 方向84 消防資機材及び施設を充実する →基本計画第3章第1節
- 方向85 交通事故や犯罪のないまちをつくる →基本計画第3章第2節
- 方向86 悪質商法・詐欺被害のない賢い消費生活を送れるよう支援する →基本計画第3章第3節
- 方向87 鳥獣被害対策と耕作放棄地対策を推進する →基本計画第4章第1節
- 方向88 環境にやさしい農業を目指す →基本計画第4章第1節
- 方向89 災害に強い交通施設を整備する →基本計画第5章第1節
- 方向90 耐震改修、長寿命化計画を進めストック比率を高める →基本計画第5章第2節
- 方向91 安心な住環境をつくる →基本計画第5章第2節
- 方向92 公園緑地の防災機能を充実させる →基本計画第5章第3節
- 方向93 既存の公園緑地を適切に管理する →基本計画第5章第3節
- 方向94 漏水事故等を減少させる →基本計画第5章第4節
- 方向95 ごみ出しの困難な世帯、不法投棄のないまちをつくる →基本計画第6章第2節

⑯効率的で安定した行政運営がされているまちづくり

- 方向96 水道事業の効率化など経営を見直す →基本計画第5章第4節
- 方向97 汚水処理施設を普及し、安定稼働と安定経営を行う →基本計画第5章第4節
- 方向98 安定的な財政基盤を確立する →基本計画第7章第4節

ちょんぼし情報①

安来市章

「安」の文字をモチーフとして、人と自然がいきいきと共存共栄し、舞い躍るイメージをデザイン化しています。グリーンは自然・発展・調和、オレンジは陽光・人・活気、ブルーは清らかな水・青空を表しています。

全国公募により2,235点のデザインの中から、住民アンケートを経て選定されました。

